第３節 我が国の消費者力

第１節では、消費者政策の概念がより幅広いものへと発展しており、現在は消費者市民社会の時代を迎えていることを概観した。こうした消費者市民社会の実現のためには、消費者政策の更なる充実はもちろんのこと、消費者・生活者においても、経済社会を積極的に変革する存在として、個人自らのためだけでなく消費者・生活者全体の福祉のために行動力が求められる。「消費者力」とは、消費者が消費者として生きる力であり、消費者がまさにその消費者市民社会においてそうした役割を果たすための実践能力であると言える。

また、消費者の被害は依然としてかなり大きいにもかかわらず、誰にも相談できずにいる人たちがあり、被害の実態把握からも洩れていることを明らかにした。第２節で見た法執行や相談などが消費者トラブルに対する「治療」であるならば、教育は現在の社会状況の中で被害などに遭わない能力を身に付ける「予防」の機能を有している。また、教育によって自分の能力が十分かを検証することも可能となる。「治療」は対処療法であり、問題解決の抜本的な方策ではない。そういう意味で教育を通じて消費者力を育むことこそ最も注力しなければいけない分野と言える。

本節では、我が国の消費者力をここでは消費者の知識を問う問題への「正解率」と自分の能力の「自己評価」という二つの指標によって分析し、家庭、学校、地域など各現場において行われてきた様々な消費者教育の取組の成果を検証するとともに、批判力などに重点を置いて消費者市民教育を実践している北欧諸国と比較を行うことで、日本の消費者力の現状と課題を考察する[177]。

1．我が国の消費者教育と消費者力の現状

（1）我が国における消費者教育の枠組み

我が国における消費者教育は、古くは戦前の消費組合運動にかかわる啓蒙活動が始まりと言われる[178]。戦後の高度経済成長の中、多くの消費者問題が発生したことを背景に、学校における消費者教育の重要性が指摘された[179]。66年の国民生活審議会では「消費者保護組織及び消費者教育に関する答申」が取りまとめられ、その中で学校教育における「消費者保護」の理念の導入が提言された。その後、68年から70年にかけて改訂された学習指導要領において、中学校と高等学校の社会科に労働問題、都市や農村の問題などに加えて企業合併が消費者にも影響を与えるなど消費者保護の問題が取り入れられることとなった。また、68年には消費者保護基本法が制定され、消費者教育は国が必要な施策を講ずるよう定められている。

177　ここでは、我が国の消費者力を分析するに当たり、消費者の客観的な消費者力をはかる材料として、財団法人日本消費者協会が2007年に実施した『消費者力検定（第４回消費者力検定・基本コース）』（以下、「消費者力検定」という。）から「契約・悪質商法」に関する問題全10問、「環境」に関する問題全10問を内閣府が行う「国民生活選好度調査」（2008年）の質問項目にそのまま使用し、その回答者の得点を当該回答者の消費者力とした。
なお、問題の採点の方法は、消費者力検定の採点方法と同様に１問１点とし、「契約・悪質商法」に関する問題10点満点、「環境」に関する問題10点満点で全体で20点満点とした。

178　細川（2008b）

179　1963年国民生活審議会「消費者保護に関する答申」で学校における消費者教育の重要性を指摘した後、64年には臨時行政調査会「消費者行政の改革に関する意見」、65年には産業構造審議会消費経済部会「消費者意向の活用の方策と消費者教育のあり方」などで消費者教育の必要性が強調された。

しかし、消費者教育が本格的に学校教育に導入されたのは、89年に改訂された学習指導要領以降である。国民生活審議会において、学校教育や社会教育などにおける消費者教育を推進させるための議論が行われ、86年には「学校における消費者教育について」という要望書が教育課程審議会に提出された。こうした議論も受けて、学校教育における消費者教育の充実が図られることとなった。つまり、この改訂から高等学校家庭科は男女必修になるとともに、「家庭経済と消費」という項目が設けられ、消費生活に関する内容が充実された。また、高等学校の公民科において契約に関する教育が明確に位置付けられた。さらに、消費者教育を消費者政策の一環として捉え、その着実な実施を支援するために90年には財団法人消費者教育支援センターが設立されている。そして、98年および99年に学習指導要領は改訂されている。

2003年の国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型消費者政策の在り方について」によって、学校、地域、職場、家庭などにおいて、幅広い年齢層を対象に消費者教育を充実させることの必要性に言及している。

そうした議論を受けて改正された消費者基本法（2004年）において、消費者教育はますます重要なものとして位置付けられた。つまり、第２条（基本理念）において、消費者に対し教育の機会が提供されることが消費者の権利の一つとして位置付けるとともに、消費者に対し、自ら進んで消費生活に関する知識を習得または情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するよう努めることを求めた（第７条１項）。国に対しては消費者の自立支援のために消費生活に関する知識の普及や情報の提供などを推進するとともに、学校、地域、職場、家庭など様々な場を通じて消費者教育の充実を図ることを求めている（第17条）。また、消費者基本計画（2005年）においても、消費者の自立支援のため消費者教育の推進体制の強化が必要として、消費者の生涯にわたる学習機会の充実に向けて、消費者教育の体系化を図る必要があることを示した。さらに、履修者、実施場所などに応じて消費者教育を行うことができる専門家の育成や消費者教育に携わる者が自由に活用できる教材やパンフレットの充実の必要性についても言及されている。

（２）学校教育における消費者教育の現状

前述のとおり我が国の学校教育において消費者教育が本格的に導入されたのは、89年の学習指導要領改訂の時である。その後、98年および99年の改訂を経て現在に至るが、我が国の学校教育における消費者教育は、独立した教科としては存在せず、主に、小学校の生活科、社会科、家庭科、中学校の社会科の公民的分野、技術・家庭科の家庭分野、保健体育科、高等学校の公民科、家庭科、保健体育科の中で発達段階に応じてそれぞれ実施されてきた。

最も消費者教育の内容を多く含む教科は家庭科であった。中学校における技術・家庭科においては、89年の改訂から契約に関する教育が行われ、98年の改訂から消費者保護や環境に配慮した消費生活が盛り込まれることとなった。一方、高等学校における家庭科は89年改訂時に「家庭経済と消費」という分野を盛り込んだ。さらに、99年の改訂で、「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活技術」に科目構成を変えるとともに、それぞれの内容として消費生活と環境とのかかわりについて理解させ、消費者として責任をもって行動できるようにすることとされた。中学校の社会科、高等学校の公民科では89年の改訂により、消費者保護や契約に関する教育が明確に位置付けられた。その後の98年および99年の改訂を受けて、中学校の社会科については消費者保護行政を中心に取り扱うこととされた。

また、98年および99年の改訂では、完全学校週５日制に伴う総授業時間数の減少のため、消費者教育に関する授業時間数も減少したが、生きる力の育成を目的に設置された「総合的な学習の

時間」が導入され、総合的に消費者教育に取り組むことが可能となり、優れた事例も見られる。

2008年３月には、新しい小学校学習指導要領および中学校学習指導要領が公示された。家庭科教育では、小学校と中学校の教育内容の体系化が図られ、「身近な消費生活と環境」と題し、小学校では「金銭の大切さや自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付かせること」が内容に加えられ、中学校でも「自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること」が内容に加えられた。また、食育に関する内容の充実のため、これまで中学校で扱っていた食品の栄養素の種類や働きなどを小学校でも扱うこととし、中学校では地域の食材や食文化に関する内容が加えられた。中学校における社会科の公民的分野では、持続可能な社会を形成するという観点から、より良い社会を築いていくために解決すべき課題に関する探求学習が加えられた。総合的な学習の時間については、大きな成果をあげている学校がある一方、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況が見られたり、教科の補充・発展学習や学校行事と混同して実践されたりするなどの課題も見られたため、課題を踏まえた改善が行われた。

コ ラ ム

学習指導要領における消費者教育

ここでは各教科における消費者教育について、文部科学省が定める学習指導要領を基にその概要を紹介する。なお、ここで紹介する内容は、現行の98年および99年に改訂された学習指導要領に基づくものである。

●小学校

小学校における消費者教育は、第１・２学年の生活科、第３～６学年の社会科、第５・６学年の家庭科、特別活動において実施されている。第１・２学年の生活科は２年間でひとまとまりの構成を取っており、自分を軸として「自分と人や社会とのかかわり」、「自分と自然とのかかわり」、「自分自身」の三つを基本的な視点とし、健康で安全な生活、生活と消費、公共の意識とマナー、身近な自然との触れ合いなどをテーマに身の回りの生活環境に児童が気付いたり、考えたり、行動に表したりしていくようにすることを目指している。生活科の後、第３学年及び第４学年の社会科で、自分たちの住んでいる地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や安全を守るための活動を理解し、地域社会の一員としての自覚を持つようにすることを目標に、地域の人々の生産や販売、飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物処理と自分たちの生活や産業のかかわりなどについて見学や調査を通じて学ぶこととされている。さらに第５学年には範囲が我が国全体に広がり、食料生産の特徴や現状、工業生産、情報通信などの様々な産業と国民生活のかかわり、公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さなどを学ぶ。第６学年になると日本国憲法の基本的な考え方を学ぶ。このように生活科および社会科は、社会の仕組みや人々の暮らしなどの生活者として基本となる内容や地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりなどの法教育的な内容が含まれている。一方、第５学年からは家庭科が始まる。小学校における家庭科教育の目標は「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技術を身に付け、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる」とされており、日常の食事や食品への関心を高めるとともにその安全性や衛生面にも留意すること、物や金銭の計画的な使い方、家庭生活における環境に配慮した工夫など、いわゆる食育、金融教育、環境教育的な要素を多く含んでいる。授業以外の特別活動においても、例えば、学校給食では、楽しい食事や健康的な食事、食事環境の整備といった望ましい食習慣の形成を図ることとするなどの取組が行われている。

●中学校

中学校における消費者教育は、第１～３学年で行われる技術・家庭科の家庭分野、多くの中学校で第３学年で行われている社会科の公民的分野、保健体育科の保健分野、特別活動において実施されている。中学校における技術・家庭科（家庭分野）の目標は「実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる」とされており、食品に含まれる栄養素やその役割、加工食品の原料や食品添加物、消費期限などの表示の理解と食品の適切な選択といった食育、販売方法の特徴や消費者保護について知るとともに生活用品やサービスの適切な選択、購入および活用、環境に配慮した消費生活などといった消費生活に関する教育、環境や資源に配慮した生活の工夫などの環境教育を含んでいる。また、基本的に第３学年で学ぶこととなっている社会科の公民的分野では、消費生活を中心とした経済活動の意義、市場経済の基本的な考え方、金融の働き、社会における企業の役割といった主に経済活動に関する事項や環境保全、社会保障の充実、

消費者の保護、租税といった国民生活と福祉の向上に関する事項について取り扱われている。さらに、３年間通して行われている保健体育科の保健分野は「個人生活における健康・安全に関する理解を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる」ことを目標としており、飲料水や空気の衛生的な管理や生活において排出された廃棄物を環境保全に配慮して処理すること、健康の保持増進には、年齢、生活環境などに応じた食事、運動、休養および睡眠の調和の取れた生活が必要なことなどを学ぶ。

●高等学校

高等学校における消費者教育は、主に公民科、家庭科、保健体育科において実施されている。公民科は「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」の３科目から成るが、「現代社会」または「倫理および政治・経済」のどちらか一方を履修することとされている。公民科の目標は「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」ことである。「現代社会」では現代の経済社会と経済活動の在り方として個人と企業の経済活動における社会的責任や金融機関の働き、公害の防止と環境保全、さらに現代の民主政治と民主社会の倫理として日本国憲法の基本的原則や法と規範を取り扱うこととしている。また、「政治・経済」では政治や経済に関する基本的な理解を踏まえ、現代の政治や経済の諸課題を追求する学習を行い、望ましい解決の在り方について考察させるものとしている。政治や経済の諸課題としては、消費者問題と消費者保護、公害防止と環境保護なども挙げられている。一方、家庭科は「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活技術」の３科目から成るが、３科目のうちいずれかを履修することとされている。「家庭基礎」は家族・福祉、衣食住、消費生活に関する基礎的な知識と技術を習得させることなどを目標とし、家庭の経済生活、社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任について理解させるとともに消費者として主体的に判断できるようにすることや、現代の消費生活と環境とのかかわりについて理解させ、環境負担の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直すことができるようにすることなどを指導することとされている。内容の取扱いについては、契約、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこととしている。「家庭総合」は家族、福祉、衣食住、消費生活に関する基礎的な知識と技術を総合的に習得させることなどを目標とし、現代の消費生活の課題について認識させ、資源や環境に配慮し、消費者としての適切な意思決定に基づいて、責任持って行動できるようにすることなどを指導することとされている。また、「生活技術」はこのような内容を体験的に習得させることを目指すものである。保健体育科は「保健」、「体育」の２科目から成るが、いずれも必修科目である。この「保健」では「個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる」ことが目標とされている。内容としては、社会生活における健康の保持増進のため、学校や地域の環境を健康に適したものとするような基準が設定され、環境衛生活動が行われていることや、食品の安全性を確保するための基準が設定され、食品衛生活動が行われていることなどが取り扱われている。なお、ここでは取り上げないが、高等学校は専門教育を主とする学科があり、商業科、家庭科などでも消費者教育に関連した内容を学習させている。

●総合的学習の時間の導入

98年および99年の改訂において、小・中学校及び高等学校で総合的な学習の時間が創設された。総合的な学習の時間は地域や学校、児童生徒の実態などに応じ、国際理解、情報、環境、福祉、健康など横断的・総合的な課題についての学習活動などを行うこととしており、総合的に消費者教育に取り組む例も見られる。